

# 1号機に係る原子力災害対策重点区域の概要

- 伊方発電所1号機は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却された発電用原子炉施設として原子力規制委員会が告示において定めている。
- この告示により、伊方発電所1号機に係る原子力災害対策重点区域の範囲は、PAZなし、UPZ概ね5km圏内となり、具体的には、2号機及び3号機に係るPAZと同一の範囲としている。
- 1号機のみにおいて発災した場合、全面緊急事態に至った段階で、UPZ(概ね5km圏内)の住民は屋内退避を実施。
- 放射性物質の放出後、原子力災害対策本部が、緊急時モニタリングの結果に基づき、毎時20 $\mu$ Svを超過した時から概ね1日が経過した時の空間放射線量率が毎時20 $\mu$ Svを超過している場合、UPZ内の住民は原子力災害対策本部の指示により1週間程度内に一時移転等を実施。
- なお、他号機においても発災している場合には、他号機に係るPAZとしての防護措置を優先することとなる。

## <1号機における原子力災害対策重点区域>



## <概ね5km圏内>

**UPZ (緊急防護措置を準備する区域) : Urgent Protective Action Planning Zone**

⇒ 事故が拡大する可能性を踏まえ、屋内退避や一時移転等を準備する区域

1町 (伊方町) 住民数 : 4,888人\*

UPZ内地域	想定対象人数	在宅の避難行動要支援者
伊方町	4,888人	171人

※人口: 令和2年4月1日現在

145

# 1号機に係るUPZ内住民の一時移転等の概要①

- 一時移転等実施区域の避難先及び避難手段については、2号機及び3号機に係るPAZとして避難を行う場合と同様。(避難先はP40、避難手段はP42、P43参照)
- 一時移転等の際の避難退域時検査場所については、2号機及び3号機に係るUPZの一時移転等に備え用意している避難退域時検査場所を活用する。
- 安定ヨウ素剤の服用指示があった場合、住民は事前配布された安定ヨウ素剤を服用する。
- 事前配布を受けていない住民等については、備蓄場所から一時集結所に、伊方町職員が搬送の上、対象住民等に緊急配布を実施。

## <1号機におけるUPZの防護措置>



放射線防護対策施設及び安定ヨウ素剤緊急配布場所等



146

- 1号機に係るUPZ(概ね5km圏内)の学校・保育所は、施設敷地緊急事態で授業・保育を中止するとともに、児童等の保護者への引渡しを開始し、全面緊急事態に至っても引渡しができなかった場合は屋内退避を実施(具体的な手順はP128参照)。
- UPZ(概ね5km圏内)の社会福祉施設は、全面緊急事態で屋内退避を実施。放射性物質の放出後、一時移転の指示が出た場合、避難の実施により健康リスクが高まる者は、放射線防護対策施設で屋内退避を継続。避難可能な入所者等は、あらかじめ定められた避難先施設へ一時移転等を実施(詳細はP31参照)。
- 在宅の避難行動要支援者のうち支援者の同行により避難可能な者は、一時移転等の指示が出た場合、支援者と共に一時移転等を実施。避難の実施により健康リスクが高まる者は、放射線防護対策施設で屋内退避を実施(具体的な対象者数等は、P32参照)。
- 複合災害時において、一時移転等が必要な場合であっても、自然災害による差し迫った危険がある場合には、生命の安全確保の観点から、自然災害に対する避難行動等を優先する(詳細はP140、P141参照)。

1号機に係るUPZ内の学校・保育所

1号機に係るUPZ内の社会福祉施設

学校名	人数		
	児童等	職員	合計
伊方(いかた)小学校	149人	17人	166人
九町(くちょう)小学校	50人	10人	60人
伊方(いかた)中学校	94人	17人	111人
<b>合計(3施設)</b>	<b>293人</b>	<b>44人</b>	<b>337人</b>

保育所名	人数		
	児童	職員	合計
大浜(おおはま)保育所	9人	6人	15人
伊方(いかた)保育所	82人	21人	103人
九町(くちょう)保育所	16人	7人	23人
<b>合計(3施設)</b>	<b>107人</b>	<b>34人</b>	<b>141人</b>

施設名	施設種別	入所定員数
つわぶき荘 (放射線防護対策施設)	介護老人福祉施設	55人
	軽費老人ホーム	30人
	短期入所生活介護	15人
		<b>計100人</b>

※児童等の人数については、令和2年4月1日現在。

※在宅の避難行動要支援者(171人)のうち無理に避難すると健康リスクが高まる者(2人)は放射線防護対策施設で屋内退避を実施

## 9. 放射線防護資機材、物資、燃料の備蓄・供給体制

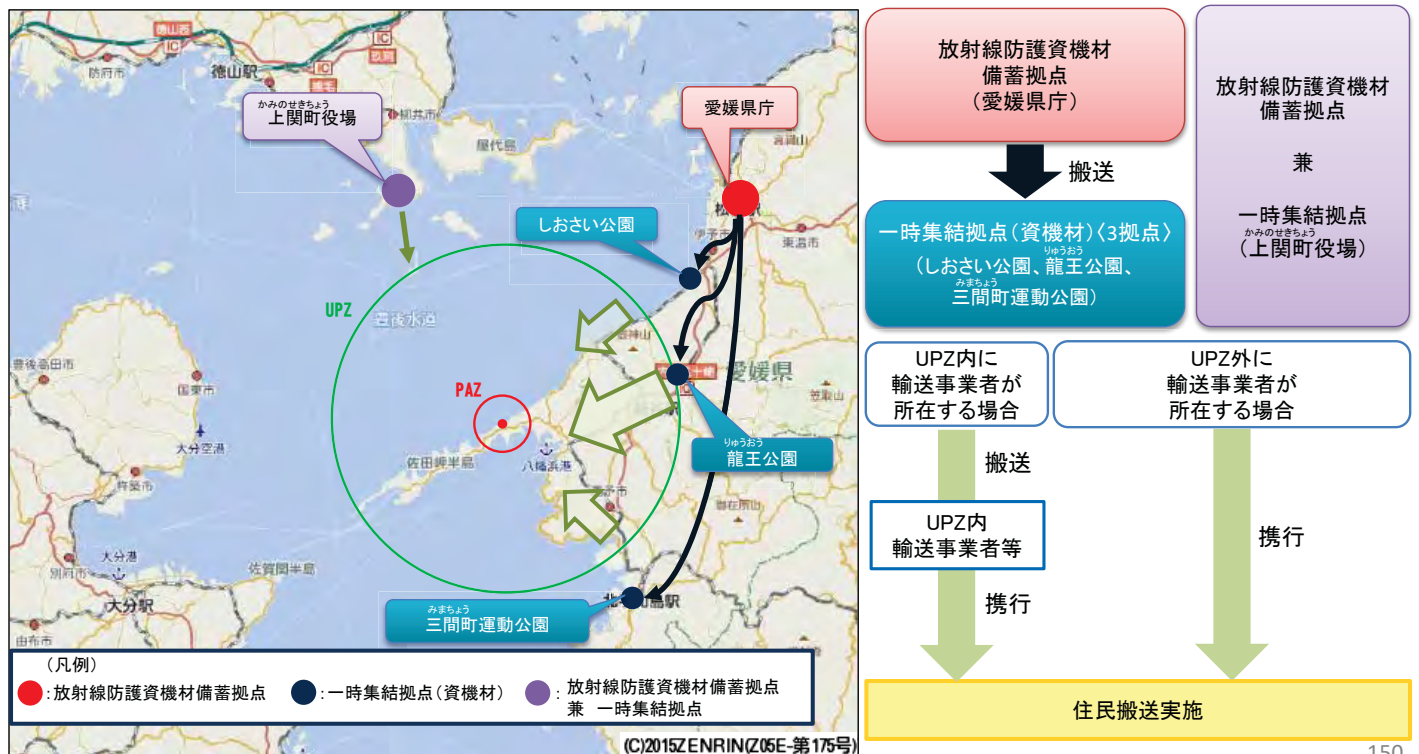


- 愛媛県は、伊方町のほか、PAZ内の住民搬送を担うバス会社の運転手、医療機関・社会福祉施設・教育機関の施設管理者等向けの個人線量計等の放射線防護資機材の備蓄を実施中。
- 緊急時には、放射線防護資機材を運転手、避難誘導者に配布し、万一に備え避難搬送時に携帯。
- 平時にはこれらの使用方法に関する訓練・研修を定期的実施。



UPZ内防護措置に備えた放射線防護資機材の備蓄・供給体制

- 愛媛県では、UPZ内一時移転等において住民搬送を担う輸送事業者等には、緊急時に設置する一時集結拠点で原則放射線防護資機材を配布(UPZ内の輸送事業者等には個別に配布)。
- 山口県では、放射線防護資機材備蓄拠点である上関町役場において配布を実施。
- 一時集結拠点では、放射線防護資機材の使用方法や、それまでのモニタリング結果等により、避難搬送による被ばく線量が積算1mSvを十分に下回ることをあらかじめ確認。



- 原子力事業者は、放射線防護資機材を各原子力事業者で支援をするため、「原子力災害発生時における事業者間協力協定」を締結。
- 原子力災害発災後の避難・一時移転等において、放射線防護資機材等が不足する場合、原子力事業者は、保有する資源(要員・資機材等)を最大限供給し支援する。

## 原子力災害発生時における事業者間協力協定（平成26年10月10日）

### 【協定事業者】

北海道電力、東北電力、東京電力、中部電力、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力、日本原子力発電、電源開発、日本原燃

### 【目的】

原子力災害時における原子力事業者間協力の円滑な実施を図り、原子力災害の拡大防止および早期復旧の一翼を担うことを目的とする。

### 【協力活動の範囲】

原子力災害時の周辺地域の環境放射線モニタリングおよび周辺区域の汚染検査・汚染除去に関する事項について、協力要員の派遣・資機材の貸与その他の措置 等

## 主な備蓄資機材

資機材	数量
サーベイメータ(GM管)	360台
個人線量計	1,000個
全面マスク	1,000個
タイベックスーツ	30,000着



サーベイメータ(GM管)



全面マスク

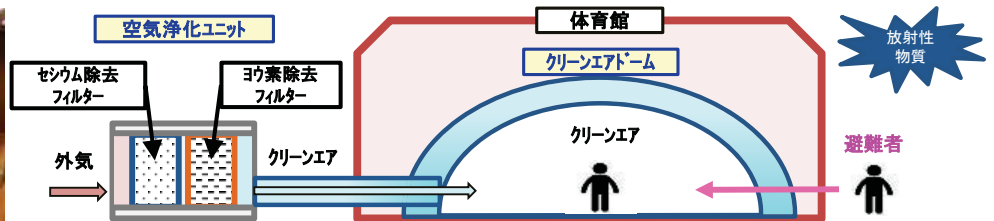


タイベックスーツ

151

# 原子力事業者によるクリーンエアドームの配備

- 四国電力では、原子力災害時における避難計画の実効性をより一層高めるために、予防避難エリアの一時集結所(3箇所)に、放射性物質防護機能を備えたクリーンエアドームを配備。
- 原子力災害時の設営・運用、定期的な保守管理や設営訓練等は、四国電力(グループ会社を含む)が実施。



配備箇所	基数	収容人数
瀬戸総合体育館	3基	約250人
三崎総合体育館	3基	約250人
三崎小中学校体育館	2基	約100人
合計	8基	約600人



152